

秋田県公報

目次

ページ

規 則

- 秋田県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則(七八・総合防災課)……………1
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則(七九・福祉政策課)……………1
- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(八〇・長寿社会課)……………3
- 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則(八一・健康対策課)……………4

規 則

秋田県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十八号

秋田県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

秋田県消防学校教育訓練規則(昭和五十四年秋田県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「火災調査課」を「火災調査科」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

第十条中「様式第一号」を「別に定める様式」に改め、同条を第九条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第十四条中「様式第二号による」を削り、同条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

別表中「第六条」を「第五条」に改め、同表第一号の表幹部教育の項を次のように

改める。

幹部教育

管理職の役割	二時間
業務管理	五時間
人事管理	二時間
危機管理	二時間
現場指揮	四時間
事例研究	三時間
行事その他	二時間

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十九号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和二十八年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(事務の委任)

第二条 法第十九条第四項及び第二十条の規定により、知事の権限に属する別表に定める事務を県の福祉事務所に委任する。

(書類の備付け)

第三条 県の福祉事務所長は、被保護者について記録票その他の別に定める様式による書類を、保護の実施について受付簿その他の別に定める様式による書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

第五条を削る。

第四条の見出しを「(急迫の場合における保護の実施の通知)」に改め、同条第一項中「その」を「当該」に、「前条第一項各号及び第六条に規定する」を「別に定める」に、「次項」を「次条」に改め、同条第二項を削り、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(生活保護法等に基づく申請等の様式)

第四条 法又は省令の規定に基づく県の福祉事務所長に対する次に掲げる申請等は、別に定める様式によらなければならない。

一 法第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による保護の開始又は変更の申請

二 法第四十条第二項に規定する保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止の届出

三 法第四十一条第二項に規定する保護施設の設置の認可の申請

四 法第四十一条第五項の規定による保護施設の変更の認可の申請

五 法第四十二条の規定による保護施設の休止又は廃止の時期の認可の申請

六 法第四十八条第四項の規定による保護施設を利用する被保護者の保護の変更等の事由の発生の届出

七 法第六十一条の規定による被保護者の生計の状況の変動又は居住地等の異動の届出

八 省令第七条の規定による保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止の報告

九 省令第八条第四項の規定による保護施設の廃止又は事業の休止の通知

第六条を次のように改める。

(被保護者の居住地の移転の通知)

第六条 県の福祉事務所長は、被保護者がその居住地を他の保護の実施機関の所管区域内に移転したときは、速やかに必要な決定を行い、別に定める書類を添付して、

その旨を当該被保護者の新居住地の保護の実施機関に通知しなければならない。

第七条の見出しを「(検診の依頼等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「命じた」を「受けるべき旨を命じる」に改め、「様式第十七号の検診依頼書によ

り」を削り、「依頼しなければならない」を「行うことを依頼するものとする」に改

め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「の結果」を「を行ったときは、その結果」に、「様式第十八号の」を「別に定める様式による」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条を削る。

第九条の見出しを「(入所の依頼等)」に改め、同条中「法」を「県の福祉事務所

長は、法」に、「長、」を「長」に、「様式第二十号の入所依頼書により依頼しな

ればならない」を「依頼するものとする」に改め、同条を第八条とする。

第十条の見出しを「(保護金品の交付の確認等)」に改め、同条第一項中「様式第十三号の保護決定(変更)通知書その他」を「その者が」に、「もの」を「書面等」に改め、同条第二項中「福祉事務所長が」を「福祉事務所長は」に、「指定された交付日」を「当該町村長に対し、保護金品を交付すべき日」に、「様式第二十一号の生活保護費支給明細書二部を」を「別に定める様式による明細書を二部」に、「当該町村長に交付しなければならない」を「交付するものとする」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(保護施設の事業の開始届)

第十条 保護施設の管理者は、当該保護施設の事業を開始したときは、別に定める様式による事業の開始届に別に定める書類を添付して、県の福祉事務所長に届け出なければならない。

第十一条から第十六条までを削る。

第十七条の見出しを「(改善命令等に基づく措置の報告)」に改め、同条中「市町村」の下に「地方独立行政法人」を加え、「その事業」を「事業」に、「若しくはその」を「若しくは」に、「これ」を「当該改善命令等」に、「とつたその」を「とつた」に、「様式第三十六号の措置結果報告書を、その」を「別に定める様式による報告書により、当該」に改め、「提出するものとする」を「報告しなければならない」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(保護施設の措置状況の報告)

第十二条 保護施設の管理者は、前月分の当該保護施設における措置の状況について、別に定める様式による報告書により、毎月十五日までに知事に報告しなければならない。

第十八条及び第十九条を削る。

第二十条の見出しを「(保護施設事務費等の精算書)」に改め、同条中「様式第四

十号の保護施設事務費(委託事務費)精算書二部を」を「前年度における保護施設事務費及び委託事務費について別に定める様式による精算書の一部」に、「提出するものとする」を「報告しなければならない」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に

次の一条を加える。

(補則)

第十四条 法、生活保護法施行令、省令及びこの規則に定めるもののほか、法及びこ

の規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第二十一条を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二条関係)

- 一 法第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、保護の可否等を決定し、及び申請者に当該決定の内容を通知すること。
- 二 法第二十五条第一項の規定により、職権により保護の種類等を決定し、及び保護を開始すること。
- 三 法第二十五条第二項の規定により、被保護者の生活状態を調査し、並びに職権により保護の変更を決定し、及び被保護者に対し当該変更決定の内容を通知すること。
- 四 法第二十六条の規定により、保護の停止又は廃止を決定し、及び被保護者に対し当該決定の内容を通知すること。
- 五 法第二十七条第一項の規定により、被保護者に対し指導又は指示をすること。
- 六 法第二十七条の二の規定により、要保護者からの相談に応じ、助言をすること。
- 七 法第二十八条第一項の規定により、当該吏員に立入調査をさせ、又は要保護者に対し医師若しくは歯科医師の検診を受けるべきことを命ずること。
- 八 法第二十八条第四項の規定により、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。
- 九 法第二十九条の規定により、官公署に調査を嘱託し、又は銀行等に報告を求めること。
- 十 法第五章の規定により、保護を行うことを決定し、及び実施すること。
- 十一 法第四十条第二項の規定による保護施設の設置の届出を受理すること。
- 十二 法第四十一条第二項の規定による保護施設の設置の認可をすること。
- 十三 法第四十一条第五項の規定による保護施設の変更の認可をすること。
- 十四 法第四十二条の規定による保護施設の休止又は廃止の時期の認可をすること。
- 十五 法第四十三条第一項の規定により、保護施設の運営の指導をすること。
- 十六 法第四十四条第一項の規定により、保護施設の管理者に対し報告を命じ、又は当該吏員に立入検査をさせること。
- 十七 法第四十五条第一項の規定により、保護施設の設備等の改善等を命ずること。
- 十八 法第四十五条第二項の規定により、保護施設の設備等の改善等を命じ、又は保護施設の設置の認可を取り消すこと。
- 十九 法第四十六条第二項の規定による管理規程の届出及び変更の届出を受理すること。
- 二十 法第四十六条第三項の規定により、管理規程の変更を命ずること。
- 二十一 法第四十八条第三項の規定により、保護施設の長による保護施設の利用者

に対する指導を制限し、又は禁止すること。

二十二 法第四十八条第四項の規定による被保護者の保護の変更等の事由の発生の届出を受理すること。

二十三 法第六十一条の規定による生計の状況等の変動又は居住地等の異動の届出を受理すること。

二十四 法第六十二条第三項の規定により、保護の変更、停止又は廃止の処分をすること。

二十五 法第六十三条の規定による返還すべき費用の額を決定すること。

二十六 法第七十六条第一項の規定により、遺留金品を処分すること。

二十七 法第七十七条第一項の規定により、扶養義務者から保護に要した費用を徴収すること。

二十八 法第七十七条第二項の規定により、扶養義務者の負担すべき額の決定に関し家庭裁判所に申立をすること。

二十九 法第七十八条の規定により、保護に要した費用を徴収すること。

三十 法第八十条の規定により、前渡した保護金品の返還を免除すること。

三十一 法第八十一条の規定により、被保護者の後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。

三十二 省令第七条の規定による保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止の報告を受理すること。

三十三 省令第八条第一項又は第二項の規定による保護施設の廃止又は事業の休止の通知を受理すること。

三十四 省令第八条第四項の規定による保護施設の廃止又は事業の休止の通知を受理すること。

様式第一号から様式第四十号までを削る。

附則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成五年秋田県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

老人福祉法の施行等に関する規則
目次及び第一章の章名を削る。
第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）の施行及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定に基づく軽費老人ホームの設置の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章の章名を削る。

第二条から第四条までを次のように改める。

(老人福祉法に基づく届出等)

第二条 法の規定に基づく次に掲げる届出又は申請は、別に定める様式によらなければならない。

一 法第十四条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出

二 法第十四条の二の規定による老人居宅生活支援事業の変更の届出

三 法第十四条の三の規定による老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出

四 法第十五条第二項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

又は老人介護支援センター（以下この条において「老人デイサービスセンター等」という。）の設置の届出

五 法第十五条第三項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下この条及び次条第二項において「養護老人ホーム等」という。）の設置の届出

六 法第十五条第四項の規定による養護老人ホーム等の設置の認可の申請

七 法第十五条の二第一項の規定による老人デイサービスセンター等の変更の届出

八 法第十五条の二第二項の規定による養護老人ホーム等の変更の届出

九 法第十六条第一項の規定による老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出

十 法第十六条第二項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出

十一 法第十六条第三項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可の申請

十二 法第二十九条第一項の規定による有料老人ホームの設置の届出

十三 法第二十九条第二項の規定による有料老人ホームの事業の変更、休止又は廃止の届出

(改善命令による改善結果の報告)

第三条 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第十八条の二第一項の規定によりその改善に必要な措置を採るべきことを命ぜられたときは、当該命令に基

づいて採った措置について、別に定める様式による報告書により、当該処分を受けた日から三十日以内に知事に報告しなければならない。

2 前項の規定は、養護老人ホーム等の設置者が法第十九条第一項の規定により養護老人ホーム等の設備又は運営の改善を命ぜられた場合について準用する。

(社会福祉法に基づく届出等)

第四条 社会福祉法の規定に基づく次に掲げる届出又は申請は、別に定める様式によらなければならない。

一 社会福祉法第六十二条第一項の規定による軽費老人ホームの設置の届出

二 社会福祉法第六十二条第二項の規定による軽費老人ホームの設置の許可の申請

三 社会福祉法第六十三条第一項の規定による軽費老人ホームの事業の変更の届出

四 社会福祉法第六十三条第二項の規定による軽費老人ホームの事業の変更の許可の申請

五 社会福祉法第六十四条の規定による軽費老人ホームの事業の廃止の届出

六 社会福祉法第六十九条第一項の規定による老人福祉センターの事業の開始の届出

七 社会福祉法第六十九条第二項の規定による老人福祉センターの事業の変更又は廃止の届出

第三章の章名及び第五条から第二十二条までを削る。

第二十三条中「第十五条」を「第三条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第四章の章名並びに第二十四条及び第二十五条を削る。

第二十六条中「法」の下に「社会福祉法」を、「により」の下に「知事に」を加え、「届出者又は申請者」を「届出又は申請をする者」に改め、同条を第六条とする。

様式第一号から様式第二十三号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十一号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十一年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

秋田県規則第八十一号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十一年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八号(中)「第十四条の二三項」の下に「及び第十四条の五第三項」を加え、同号(中)を削り、同号(中)を(中)とし、(中)から(内)までを一つずつ繰り上げ、同表第二十八号の二(中)「第十八条」を「第二十条」に改め、同号(中)「第十九条」を「第二十一条」に改め、同表第二十八号の三を次のように改める。

二十八の三 削除

別表第五十三号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)から(中)までを一つずつ繰り上げ、(中)を削り、(中)を(中)とし、(中)から(中)までを二つずつ繰り上げ、同表第五十三号の二(一)から(三)までを削り、(四)を(一)とし、(五)から(中)までを三つずつ繰り上げ、同表中第五十四号の三を第五十四号の五とし、第五十四号の二の次に次の二号を加える。

五十四の三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に関する事項

- (一) 第五十三条第一項の規定による支給認定の申請を受理すること。
 - (二) 第五十四条第一項の規定により、支給認定を行うこと。
 - (三) 第五十四条第二項の規定により、支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関を定めること。
 - (四) 第五十四条第三項の規定により、医療受給者証を交付すること。
 - (五) 第五十六条第一項の規定による支給認定の変更の申請を受理すること。
 - (六) 第五十六条第二項の規定により、支給認定の変更の認定を行うこと。
 - (七) 第五十六条第四項の規定により、医療受給者証に支給認定の変更の認定に係る事項を記載し、返還すること。
 - (八) 第五十七条第一項の規定により、支給認定を取り消すこと。
 - (九) 第五十七条第二項の規定により、医療受給者証の返還を求めること。
- 五十四の四 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)に関する事項**
- (一) 第三十二条第一項の規定による支給認定障害者等の氏名等の変更の届出を受理すること。
 - (二) 第三十三条第一項の規定により、医療受給者証を再交付すること。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 083-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄